

確認して
ください！！

貨物自動車（車両系荷役運搬機械）の荷役作業にかかる労働安全衛生法上の規制

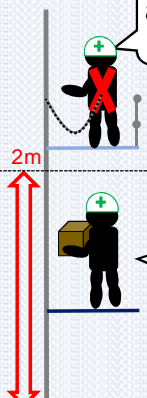
（貨物自動車の種類・最大積載量・積卸しを行う荷の一つ当たりの重量をチェックし適用条文を確認してください。）

注意点

R5.10.1～の法改正の内容を踏まえて解説しています。

墜落防止措置が必要な高さについて

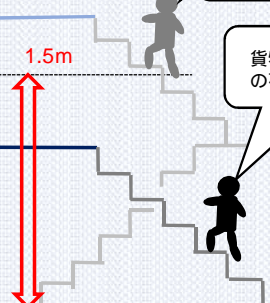
あらゆる作業
（安衛則第518・519条）



貨物自動車（2t以上）の荷役作業等

昇降設備の設置が必要な高さについて

あらゆる作業場所への移動
（安衛則第526条）



貨物自動車（2t以上）の荷台、荷の上等

不適格な繊維ロープを荷掛けに使用しない
（安衛則第151条の68）
その日の使用開始前に繊維ロープの点検
（安衛則第151条の69）

荷の積卸、荷へのロープ掛け（解き）・シート掛け（外し）作業を行うとき、作業に従事する労働者に**墜落時保護用**の保護帽を着用させる。

【～R5.9.30】最大積載量が5t以上の貨物自動車

【R5.10.1～】最大積載量が2t以上の以下の貨物自動車

荷台の側面が構造上解放されているもの又は構造上開閉できるもの
（平ボディ車、ウイング車等）

テールゲートリフターが設置されているもの

（テールゲートリフターを使用せずに荷を積卸す作業は適用されない）

（安衛則第151条の74）

令和5年10月1日
施行

荷卸し作業中の荷の中抜き禁止
（安衛則第151条の71）

荷の積載時の
偏荷重防止、
荷崩れ・荷の落下防
止のためのロープ、
シート掛け等（安衛則
第151条の10）

荷の積卸、荷へのロープ掛け（解き）・シート掛け（外し）作業を行うとき、安全に昇降できる設備を設置

【～R5.9.30】床面と荷台上の荷の上面との間【 】

【R5.10.1～】【 】+床面との荷台との間

【～R5.9.30】最大積載量が5t以上の貨物自動車

【R5.10.1～】最大積載量が2t以上の貨物自動車

（安衛則第151条の67）

運転席から離れる際、原動機を止め、停止状態保持のためのブレーキを確実にかける。

（テールゲートリフター等操作時は原動機停止は適用除外）
（安衛則第151条の11）

令和5年10月1日
施行

作業指揮者の職務

作業計画の作成
（安衛則第151条の3）

作業指揮者を定め、
作業計画に基づき作業の指揮
（安衛則第151条の4）

ひとつ100kg以上の荷の積卸作業時は、作業を指揮する者を定める（安衛則第151条の70）

昇降設備・保護帽の使用状況を監視
（安衛則第151条の70 第5号）

ロープ解き・シート外し作業時に
荷上の荷の落下の危険性がないことを確認
（安衛則第151条の70 第4号）

関係労働者以外の労働者を立ち入らせない
（安衛則第151条の70 第3号）

器具・工具の点検。不良品の取り除き
（安衛則第151条の70 第2号）

作業手順・作業方法を決定し、作業を直接指揮
（安衛則第151条の70 第1号）

令和5年10月1日
施行

【関連条文（抜粋）】

赤字は令和5年10月1日に施行されるもの。
安衛則第151条の67の「二トン以上」は、令和5年9月30日までは「五トン以上」

労働安全衛生規則第151条の2（定義）

この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
七 貨物自動車

第151条の3（作業計画）

- 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業（不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第百五十一条の七までにおいて同じ。）を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。
- 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。
- 事業者は、第一項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

第151条の4（作業指揮者）

事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第一項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

第151条の10（荷の積載）

- 事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。
 - 偏荷重が生じないように積載すること。
 - 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車にあつては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。

第151条の11（運転位置から離れる場合の措置）

- 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。ただし、走行のための運転位置と作業装置の運転のための運転位置が異なる貨物自動車を運転する場合であつて、労働者が作業装置の運転のための運転位置において作業装置を運転し、又は運転しようとしている場合は、この限りでない。
- フォーク、ショベル等の荷役装置（テールゲートリフターを除く。）を最低降下位置に置くこと。
 - 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。
 - 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - 事業者は、第一項ただし書の場合において、貨物自動車の停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走を防止する措置を講じさせなければならない。
 - 貨物自動車の運転者は、第一項ただし書の場合において、前項の措置を講じなければならない。

第151条の66（使用の制限）

事業者は、貨物自動車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。

第151条の67（昇降設備）

- 事業者は、最大積載量が二トン以上の貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は最大積載量が二トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。
- 前項の作業に従事する労働者は、床面と荷台との間及び床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

第151条の68（不適格な繊維ロープの使用禁止）

事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを貨物自動車の荷掛けに使用してはならない。

- ストランドが切断しているもの
- 著しい損傷又は腐食があるもの

第151条の69（繊維ロープの点検）

事業者は、繊維ロープを貨物自動車の荷掛けに使用するときは、その日の使用を開始する前に、当該繊維ロープを点検し、異常を認めるときは、直ちに取り替えなければならない。

第151条の70（積卸し）

事業者は、一の荷でその重量が百キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に当該作業の着手を指示すること。
- 第百五十一条の六十七第一項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

第151条の71（中抜き禁止）

- 事業者は、貨物自動車から荷を卸す作業を行うときは、当該作業に従事する労働者に中抜きをさせてはならない。
- 前項の作業に従事する労働者は、中抜きをしてはならない。

第151条の72（荷台への乗車制限）

- 事業者は、荷台にありのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に労働者を乗車させてはならない。
- 労働者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

第151条73（荷台への乗車制限等）

- 事業者は、荷台にありのある貨物自動車を走行させる場合において、当該荷台に労働者を乗車させるときは、次の定めるところによらなければならない。
 - 荷の移動による労働者の危険を防止するため、移動により労働者に危険を及ぼすおそれのある荷について、歯止め、滑止め等の措置を講ずること。
 - 荷台に乗車させる労働者に次の事項を行わせること。
 - あおりを確実に閉じること。
 - あおりその他貨物自動車の動揺により労働者が墜落するおそれのある箇所に乗らないこと。
 - 労働者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さ（荷台上の荷の最高部が運転者席の屋根の高さを超えるときは、当該荷の最高部）を超えて乗らないこと。
- 前項第二号の労働者は、同号に掲げる事項を行わなければならない。

第151条の74（保護帽の着用）

- 事業者は、次の各号のいずれかに該当する貨物自動車に荷を積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業をむ。）又は次の各号のいずれかに該当する貨物自動車から荷を卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うとき（第三号に該当する貨物自動車にあつては、テールゲートリフターを使用するときに限る。）は、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。
 - 最大積載量が五トン以上のもの
 - 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの
 - 最大積載量が二トン以上五トン未満であつて、テールゲートリフターが設置されているもの（前号に該当するものを除く。）
- 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

第151条の75（点検）

事業者は、貨物自動車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 制動装置及び操縦装置の機能
- 荷役装置及び油圧装置の機能
- 車輪の異常の有無
- 前照燈、尾灯、方向指示器及び警音器の機能

第151条の76（補修等）

事業者は、前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

滋賀労働局・労働基準監督署（大津・彦根・東近江）（令和5年6月）